

日本学生支援機構第一種奨学金返還免除に関する選考細則

経済学研究科 博士前期課程選考細則

● 特に優れた業績の評価項目

第1項 学位論文その他の研究論文

- ① 学位論文が特に優れている。
- ② 学位論文以外の研究論文が特に優れている。
- ③ 学会等から賞を受けた。
- ④ 学会誌、学術誌に採り上げられた。
- ⑤ 学会で発表して高い評価を得た。

第2項 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究成果

- ① 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究成果が特に優れている。

第3項 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果 評価対象としない。

第4項 著書、データベースその他の著作物（第1項、第2項に掲げるものを除く）

- ① 学会等から賞を受けた。
- ② 学会誌、学術誌に採り上げられた。
- ③ 社会的に高い評価を得た。

第5項 発明

評価対象としない。

第6項 授業科目の成績

- ① 講義、演習等で特に優秀な実績を修めた。

第7項 研究又は教育に係る補助業務の実績 評価対象としない。

第8項 スポーツの競技会における成績 評価対象としない。

第9項 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 評価対象としない。

● 採用時返還免除内定者の選考

博士前期課程への進学を予定している者を返還免除内定候補者として選考するにあたっては、まず、当該者が次に掲げる条件を満たすことを確認する。

- A) 大学学部等において修学支援新制度を利用していること又は修学支援新制度は利用していないが、住民税非課税世帯であることが確認できること
- B) 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること
- C) 将来、上記B)に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を備えて活動することができると認められる者

上述の条件を満たすことが確認できた者のうち、貸与終了時に上記「特に優れた業績の評価項目」において十分な成果を挙げる見込みがある者を対象とし、次に掲げる項目により総合的に評価する。

- ① 博士前期課程の入学試験の結果
- ② 学部の学業成績
- ③ 大学院進学の目的と研究計画等

以上

日本学生支援機構第一種奨学金返還免除に関する選考細則

経済学研究科 博士後期課程選考細則

● 特に優れた業績の評価項目

第1項 学位論文その他の研究論文

- ① 学位論文が特に優れている。
- ② 学位論文以外の研究論文が特に優れている。
- ③ 学会等から賞を受けた。
- ④ 学会誌、学術誌に採り上げられた。
- ⑤ 学会で発表して高い評価を得た。

第2項 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究成果 評価対象としない。

第3項 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果 評価対象としない。

第4項 著書、データベースその他の著作物（第1項、第2項に掲げるものを除く）

- ① 学会等から賞を受けた。
- ② 学会誌、学術誌に採り上げられた。
- ③ 社会的に高い評価を得た。

第5項 発明

評価対象としない。

第6項 授業科目の成績

- ① 講義、演習等で特に優秀な実績を修めた。

第7項 研究又は教育に係る補助業務の実績 評価対象としない。

第8項 スポーツの競技会における成績 評価対象としない。

第9項 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 評価対象としない。

● 「博士課程の業績評価に関するガイドライン」

2019年度以降の奨学生採用者については、返還免除内定者を除き、第1項について日本学生支援機構が定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に記載の水準を満たすことを必須とする。ただし、最終的な評価は第1項以外の業績を含めて総合的に行う。

● 採用時返還免除内定者の選考

博士後期課程に進学した学生を返還免除内定候補者として選考するにあたっては、貸与終了時に上記「特に優れた業績の評価項目」において十分な成果を挙げる見込みがある者を対象とし、次に掲げる項目により総合的に評価する。

- ① 博士後期課程の入学試験の結果
- ② 博士前期課程又は修士課程の学業成績

以上